

令和8年度長崎県滞在・周遊コンテンツ開発・実証モデル業務 公募要領

この要領は、標記業務の公募に参加しようとする者(以下「提案者」という)が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1. 業務の背景及び目的

長崎県では、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「長崎県観光振興基本計画」を策定し、観光地「長崎」の持続的な発展に向けた各種施策を推進している。

また、本県への観光宿泊客の約6割が長崎市及び佐世保市に集中している現状(長崎市294万人泊、佐世保市183万人泊)があり、これら主要観光拠点(点)の集客力を核としつつ、周辺地域の魅力向上や二次交通の利用等により県全域へ誘客を広げる仕組みづくりが急務となっている。

本業務は、長崎県及び一般社団法人長崎県観光連盟(以下「県観光連盟」という。)が実施する「つなが・つむぐ・めぐる」観光まちづくり推進事業の一環として、長崎県を訪れる観光客に県内各地への周遊を促し、滞在時間の延長及び1人当たり観光消費額の増加を図るため、地域の魅力をテーマでつなぎ、回遊性と販売継続性を備えた県内周遊モデルを創出することを目的としている。

また、本公募においては、令和8年度内に実証販売を行うことを前提とし、一過性の取組にとどまらず、継続的な販売・運営を見据えた提案を募集する。

2. 業務名

令和8年度長崎県滞在・周遊コンテンツ開発・実証モデル業務

3. 業務概要

別添「令和8年度長崎県滞在・周遊コンテンツ開発・実証モデル業務仕様書」のとおり

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

5. 委託料上限(1件あたり)

3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、採択は3件以内とする。

6. 応募対象者

(1)長崎県内に本社または事業拠点を有する2者以上の事業者により構成される連携体で、代表事業者が以下の①～⑧を全て満たし、かつ構成事業者が以下の②～⑧を全て満たしていること。

- ① 本業務の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
- ④ 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- ⑤ 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続申し立てがなされていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑦ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑧ 長崎県内に本店、支店又は営業所を有すること。

なお、連携体のパートナー企業等として、必要な専門性を有する県外事業者の参画または協力を妨げない。開発するコンテンツを旅行商品として販売する場合など、旅行業法上の取扱いが必要となる提案については、旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者を連携体の構成員またはパートナー企業等として含めることが望ましい。

7. 公募スケジュール

- ・ 公募開始: 令和8年7月31日(金)
- ・ 応募期限: 令和8年8月31日(月) 17:00必着
- ・ 審査方法: 書面審査(令和8年9月上旬)
- ・ 採否決定: 令和8年9月中旬頃(全提案者へ書面にて結果を通知)
- ・ 契約締結: 令和8年9月中旬頃(採択事業の決定後、協議を経て速やかに契約締結)
- ・ 実施期間: 契約締結日から令和9年3月12日(金)

8. 応募書類

応募は1者1提案のみとし、次の書類を提出すること。

- ・ 様式1(提案書)
- ・ 様式2(連携体構成員一覧)
- ・ 様式3(事業計画書)
- ・ 様式4(経費内訳書)
- ・ 様式5(宣誓書)
- ・ その他(必要に応じて会社概要や補足説明資料等を添付)

9. 提出先・問い合わせ先

担当窓口: 一般社団法人長崎県観光連盟 国内誘致部 一瀬
住 所: 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階
電 話: 095-826-9407
E-mail : ichinose@ngs-kenkanren.com

10. 採択事業の選定について

(1) 審査方法、採択件数及び委託料上限

① 審査方法

県観光連盟が設置する審査委員会において、(3)審査基準に基づき書面審査を行い、総合得点により採択事業を選定する。

② 採択件数及び委託料上限

1件あたり3,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、採択は3件以内とする。

(2) 審査結果

採択事業が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全提案者に通知する。

(3)審査基準

- ・ 審査は、下表に示す評価項目により採点し、合計点数が高い順より採択事業を選定する。
- ・ 合計点数が同点となった場合は、審査委員会の協議により選定する。
- ・ 満点(100点)の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・ 提案事業が3件のみの場合、合計点数が最低基準点を超えたときは採択事業として選定する。

評価項目	観 点	配点
① 事業趣旨との整合性・広域性	・ 長崎県及び県観光連盟が実施する「つなぐ・つむぐ・めぐる」観光まちづくり推進事業の趣旨（各地域のコンテンツを歴史や自然等のテーマでつなぎ、滞在日数や観光消費額の増につなげる）に沿っているか。 ・ 複数市町を共通テーマやストーリーでつなぎ、面的な観光ブランディングのモデルとなり得るか。 ・ 主要拠点と周辺地域の連携、二次交通の活用などにより、県内周遊を促す内容となっているか。	20
② 市場性・商品造给力	・ ターゲット、ニーズ、販売価格、販売時期、販売チャネル等は具体的か。 ・ 飲食、体験、交通、宿泊等を組み合わせ、滞在時間の延長と観光消費の拡大につながる商品設計となっているか。 ・ 令和8年度内の実証販売利用者目標数の計画は妥当か。	20
③ 連携体制・実現可能性	・ 連携体構成員の役割分担、責任体制、実施スケジュールは明確か。 ・ 旅行業法など商品販売に必要な法令・手続きへの配慮はなされているか。 ・ 業務の期間内に確実に実施できる現実的な計画となっているか。	20
④ 継続性・自走化モデル	・ 委託終了後、公的資金に依存せず販売・運営を継続できる計画となっているか。 ・ 実証販売の結果を踏まえた改善、販売拡大、関係者連携の継続方針は具体的か。 ・ 県内他地域への横展開や波及効果は期待できるか。	20
⑤ 予算配分の妥当性・費用対効果	・ 経費区分ごとの予算配分は合理的かつ適正か。 ・ 設備購入等に偏らず、コンテンツ開発費、販売体制構築費、実証販売・運営費、プロモーション費、効果検証・自走化推進費などへ適切に配分されているか。 ・ 委託料上限に対して期待される成果は妥当か。	20
合計点		100

11. その他

- ① 提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ② 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- ③ 提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ④ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ⑤ 提案書の提出をもって、提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- ⑥ 公募参加により、県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦ 提案内容に含まれている特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果として生じた責任は、提案者が負うものとする。
- ⑧ 委託契約期間をもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

12. 著作権

- ① 提案書の著作権は、各提案者に帰属し、採択事業の提案書の著作権は、委託契約締結時点で県観光連盟に帰属するものとする。
- ② 委託業務における著作権は、県観光連盟に帰属するものとする。委託契約期間終了後、県観光連盟が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、提案書にその旨明記すること。

13. 契約について

- (1) 上記10(1)①の審査委員会において選定された採択事業の提案者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県観光連盟と採択事業の提案者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、県観光連盟と協議して決定する。

14. 公表

採択事業の提案書については、会社名及び事業計画の概要を長崎県及び県観光連盟等で公表する場合がある。

15. 事業成果等の確認

委託業務終了後5年間は、業務の成果等について調査を行うため、必要に応じて長崎県及び県観光連盟の調査に応じること。